

芽室町奨学金貸付条例の一部改正（案）について

芽室町教育委員会学校教育課

1 芽室町奨学金貸付条例とは

この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、専修学校及び各種学校並びに北海道農業大学校の学生に対して奨学金を貸し付けることを目的とした条例です。

2 改正の概要

《対象学校種の追加》

現在は、貸付の対象となる学校種を学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、専修学校及び各種学校並びに北海道農業大学校に限定していますが、地域のものづくりを支えている道内の公共職業能力開発施設を新たに対象に追加します。（職業訓練の種別は、普通職業訓練の普通課程及び高等職業訓練の専門課程及び応用課程に限ります。）

《公共職業能力開発施設とは》

厚生労働省所管の「職業能力開発促進法」第15条の7に基づく公共職業能力開発施設であり、今回対象に追加しようとする「普通職業訓練の普通課程及び高等職業訓練の専門課程及び応用課程」に係る道内の施設は、以下のとおりです。

- 道立高等技術専門学院
(8校1分校)
- ▲ ポリテクカレッジ
(北海道職業能力開発大学校)(1校)



3 施行期日

公布の日を予定しています。

4 今後の予定

芽室町議会定例会 6月定例会初日(平成31年6月3日(月)開催予定)に、議案として提出します。